

今日20日の

## 「持続化給付金」

### 相談会報告

もう既に複数回開催している「持続化給付金」相談会ですが、当初多かった飲食業の方から他の業種の方に段々拡大してきています。今回の相談日には7名の方の予約が入り、建設業が5人、理美容業が2人という内訳でした。全員個人事業主でしたが、全員が100万円



の申請とはなりません。現在、在会員の申請者は60名ほどで、申請期間も来年1月までありますので、まだまだ伸びそうです。

です。

民商では白色申告者が多く、「昨年の年間売上額を12で割って月平均の売上額を出して、今年の任意の1か月の売上額が昨年の月平均売上額の半分以下の月がひと月でもあれば該当する」という説明が理解できないという方も見受けられます。みすみす100万円の支給対象なのに貰い損ねていることになり、よく分からない方もぜひ民商に相談して下さい。

## 県・三密対策支援金

受付期間：6/30～7/31まで

対象経費：今年4/1～申請日までに支払ったコロナ対策の衛生設備や衛生用品の購入経費の実費額を支給。ただし、「衛生用品」のみの経費は対象外。

支給額：5万円～20万円（税抜）

申請終了が迫ってきました。希望者はお早めに。

今日27日

## 「家賃支援給付金」

### 相談会開催

民商では今日27日、国の「家賃支援給付金」の相談会を、左記日程にて開催いたします。

【日時】 7月27日（月）午後1時～午後2時半

【会場】 民商事務所

【持ち物】 昨年の申告書類、今年の上台帳、賃貸借契約書の写し、直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類・通帳、振込口座の通帳、運転免許証などです。

なお、個別対応で時間が掛かりますので、予約制になります。予約はお電話で。

## 国・家賃支援給付金

地代・家賃（賃料）を国が支援

受付期間：7/14～来年1/15まで

支給対象者：5月～12月の売上が

・1ヶ月で 前年同月比▲50%以上

・連続する3か月の合計

前年同期比▲30%以上

支給額：法人最大600万円

個人最大300万円

自己・親族間取引は対象外です。

## 税務調査は事前通知が原則です

もしも税務調査の電話が掛かってきたなら、下記の11項目がちゃんと通知されたかメモし、確認しましょう。

- ①実地調査を行う旨
- ②開始する日時
- ③調査を行う場所
- ④調査の目的
- ⑤対象の税目
- ⑥対象となる期間
- ⑦対象となる帳簿書類
- ⑧調査対象者の氏名・住所
- ⑨担当署員の氏名・所属
- ⑩②と③は変更可能であること
- ⑪通知以外の質問検査権について



その後は、役員が民商まで支給連絡をして下さい。

## パソコン記帳会に

### 挑戦しよう！

民商のパソコン記帳会が好評です。初めて挑戦される方も大歓迎です。

【記帳会日程】

8月18日（火）

9月10日（木）

10月20日（火）

11月12日（木）

【開催時間】

午後1時半～、

夜7時～

【会場】

民商会館3階

【参加費】 1回300円

【持参】

ノートパソコン、現金出納帳、普通預金通帳、当座照合表、請求書・領収書、筆記用具、電卓等

【会計ソフトの購入】

会計ソフト（法人Ⅱ「弥生会計」、個人Ⅱ「やよいの青色申告」）を購入していただきます。パソコンはインターネットに接続できることが必須条件です。

【初めての方】

初めてパソコン記帳に挑戦する方は、事前に民商事務局へご相談ください。記帳内容など確認してから記帳会に参加します。

## 7月豪雨災害救援募金

民商では甚大な被害を被った、九州地方を中心とした被災地の民商事務所民商会員などへの支援として、募金の取組みを行います。

8月の集金袋と一緒に募金袋も当番さんに届けますので、会費の集金時に一緒に集めて下さい。遠方なので、募金だけでも支援しようという気持ちを集めるもので、強制ではありません。天災はお互い様です。ご協力よろしくお願ひします。



## 事務所のお盆休み

8月13日（木）～16日（日）

## 商工新聞の休刊

8月17日号